



医療費控除の申告には何が必要ですか？

医療費控除の申告をするには、平成 29 年分から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました（平成 31 年分までは領収書の添付または提示によることもできます）。

その際には健康保険組合が発行した「医療費のお知らせ」と保険給付金支給決定通知書（以下、「医療費のお知らせ」）の原本を、医療費の明細書として使用することができます。なお、「医療費のお知らせ」に記載がないものについては、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を別途作成し、申告書に添付する必要があります（この場合、領収書は申告期限から 5 年間保存する必要があります）。

また「医療費のお知らせ」の「あなたの自己負担額」には自己負担相当額が記載されていますが、自治体からの医療費助成を受けられた場合など、実際にご自身が負担された額と異なる場合があります。こうした場合には「あなたの自己負担額」欄に記載の額から助成額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告してください。

例 医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書



日通健保では、法定給付に加えて、高額な窓口支払いが家計へ過大な負担とならないよう、独自の付加給付があります。申告の際には確認を求められますので、日通健保から送付される「医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書」を毎回、大切に保管してください（再発行はできま

せん）。

また、任意で加入されている生命保険や損害保険から入院給付金や医療給付金を受領されている方は、各社から送られてくる「保険金の支払通知書」を大切に保管しておいてください。



申告の手続きはどのようにすればいいのですか？

申告には、

- ① 確定申告書
- ② マイナンバーカード
（お持ちでない方は通知カードと身元確認書類）
- ③ 印鑑
- ④ 医療費控除の明細書（医療費のお知らせ）
- ⑤ その年の源泉徴収票
- ⑥ 給付金、保険金の支払通知書 など

を揃えて住所地を管轄する税務署で手続きします。

医療費控除は、

**2019 年
2月 18 日(月)から 3月 15 日(金)**

の確定申告時期に手続きをすると、その年度の処理となりスムーズな還付を受けられます。

医療費控除などの還付申告は 2019 年 1 月からできますので、税務署が混雑しない 2 月 15 日（金）までに終わってしまうのもよい方法です。

郵便での送付や、e-Tax（電子申告）を利用することもできます。

今年からスマートフォンからの申告が便利になっています。

2017年～2021年の特例 セルフメディケーション税制を選択することもできます

かぜ薬や胃腸薬などスイッチ OTC 医薬品^{*}の購入合計額が **12,000 円**を超えた場合、控除の対象になります。セルフメディケーション税制を利用するには、申告者が定期健診・予防接種・がん検診など健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件です。健診などの結果通知表などを添付または提示してください。また、購入した医薬品が対象であることを示すドラッグスト

アなどのレシートや領収書は、5 年間保管する必要があります。なお、この特例は通常の医療費控除との併用はできませんので、どちらかを選択してください。

^{*}医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分を含む市販薬。OTC（Over The Counter）とは、薬局でカウンター越しに販売するという意味。

● 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。